

アスベスト含有成形板等は 法規制対象です

大気汚染防止法の改正で、アスベスト飛散防止対策が強化されました。
アスベスト含有成形板等（レベル3）も法規制対象です。

法規制対象のアスベスト含有建材（特定建築材料）

法改正前

- 吹付けアスベスト（レベル1）
- アスベスト含有断熱材等（レベル2）



法改正後

- 吹付けアスベスト（レベル1）
- アスベスト含有断熱材等（レベル2）
- **アスベスト含有成形板等（レベル3）**
- **アスベスト含有仕上塗材（レベル3）※**

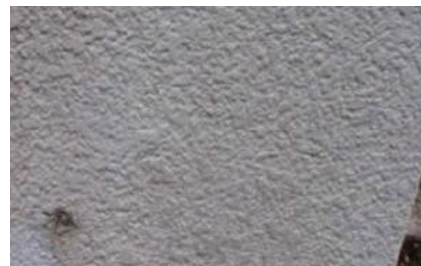
レベル3建材の例



アスベスト含有スレート（波板）



アスベスト含有化粧ボード（天井）



アスベスト含有仕上塗材（外壁の例）

※アスベスト含有仕上塗材は法改正前、施工方法などによりレベル1でしたが、改正後は、施工方法などを問わず全てレベル3相当です。

アスベスト含有成形板等も事前調査の対象です

- 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。

アスベスト含有成形板等も、事前調査対象です。ご注意ください！

- 事前調査結果後は、アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず次の4点を行ってください。

- ① 発注者へ説明（書面を交付）
- ② 記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 結果の現場備え付け
- ④ 結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること）



- 令和4年4月より、一定規模以上の工事は、**アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です。**

アスベスト含有成形板等の工事も作業計画の作成が必要です

アスベスト含有建材を使用した建築物等の解体・リフォーム工事前に、作業計画を作成します。

計画の内容

- 発注者、住所、法人の場合は代表者氏名
- 特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う工事）の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、作業方法、作業工程概要
- 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- 対象建築物等の概要、配置図、付近の状況
- 元請業者等と作業を行う下請負人の現場責任者氏名、連絡場所

解体・リフォーム工事を行う際のアスベスト含有成形板等の作業基準が策定されました

アスベストの使用が確認された建築物等の解体・リフォーム工事を行う際は、元請業者、下請負人、自主施工者は**作業基準を遵守**してください。

また、元請業者は、下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、指導に努めてください。

アスベスト含有成形板等の作業基準

アスベスト含有成形板等	アスベスト含有仕上塗材
① 切断、破碎等をせず、そのまま取り外す。 ② ①が困難な場合、除去する建材を薬液等により湿潤化※¹ ③ 除去後、作業場内の清掃※³	① 薬液等により湿潤化 ② 電動工具で除去するときは、隔離養生し※²、除去する建材を薬液等により湿潤化 ③ 除去後、作業場内の清掃※³

※¹ けい酸カルシウム板第1種の場合は、隔離養生の上、除去部分を薬液等により湿潤化

※² 負圧は要さない。

※³ 隔離養生を行っている場合は、養生を解く前に実施

工事の完了後は、アスベスト含有建材が適正に除去されたか確認する必要があります

■必要な知識を有する者による確認

- 事前調査を行う者
- 石綿作業主任者（当該工事現場に配置された者に限る。）

■作業結果の報告、記録の作成・保存等

- 作業結果の発注者への説明（書面を交付）
- 作業記録の作成・保存（工事終了後3年間）

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック!!

東京都 アスベスト

検索



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

問い合わせ先

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493(直通)

■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-523-0238(直通)

令和3年度
登録番号第70号



東京都環境局
Bureau of Environment